

別表 評価項目（地域貢献担い手確保型） 農業土木工事に用

評価項目	評価内容	評価基準	配点	評点
【企業の技術力】				
工事成績※ （新潟県発注工事における土木部、交通政策局、農林水産部、農地部の4部局の工事成績※が対象） ※発注工種（業種）の工事成績を評価の対象とする	新潟県発注工事における過去5年間の工事成績※評定点の平均点	82点以上	1.00	(小数点以下第3位四捨五入2位止) ／ 1.00
		72点以上 82点未満 評点＝1.00×(平均点－72)／10	1.00 ～ 0.00	
		65点以上72点未満 又は 実績なし	0.00	
		65点未満	-2.00	
	新潟県発注工事における過去3か月の工事成績※評定点の最低点	65点以上 又は 実績なし	0.00	／ 0.00
		65点未満	-1.00	
【地域貢献度・精通度】				
災害時における活動実績等	・過去3ヶ年度（当年度含む）の災害時における活動実績の有無 ・技術資料等の提出期限現在有効な防災協定の締結の有無 （地域内における、国・公団・新潟県・市町村・公益企業のもの） ※農業土木工事においては、土地改良区含む ※付表A参照	活動実績あり（防災協定の締結の有無を問わない）	1.00	／ 1.00
		活動実績はないが、防災協定の締結あり	0.50	
		実績・締結なし	0.00	
農地・農業用施設等の保全・耕作放棄防止活動実績又は維持管理活動実績	過去3ヶ年度（当年度含む）の活動実績 ※付表B参照	・地域（範囲）内における活動実績あり ・協定に基づいた通年の活動実績あり	2.00	／ 2.00
		その他の地域（県内）における活動実績あり	1.00	
		実績なし	0.00	
実働拠点	地域内における過去3年間継続した営業所（実働拠点）の有無	管内等に過去3年間継続した主たる営業所あり	2.00	／ 2.00
		管内等に過去10年間継続した従たる営業所あり	1.50	
		管内等に過去3年間継続した従たる営業所又は隣接の地域に過去3年間継続した主たる営業所あり	1.00	
		県内に過去3年間継続した主たる営業所又は過去10年間継続した従たる営業所あり	0.50	
		上記以外	0.00	
地域調達	全ての下請負※における地域企業活用の有無 ※評価判定の対象となる下請企業は、契約額（請負額）500万円以上の一次・二次下請負とする	〔地域内調達〕 下請負※が以下のいずれかの条件を満たす場合 ・設定する工種の下請負※が地域内企業、かつその他の工種の下請負※は県内企業 ・入札参加企業（元請企業）が地域内企業で下請負※がない場合 【設定工種：全ての工種】	1.00	／ 1.00
		〔県内調達〕 下請負※が以下のいずれかの条件を満たす場合 ・全ての下請負※が県内企業 ・入札参加企業（元請企業）が県内企業で下請負※がない場合	0.50	
		上記以外	0.00	

別表 評価項目（地域貢献担い手確保型） 農業土木工事用

評価項目	評価内容	評価基準	配点	評点
【担い手育成・確保】				
若手技術者の配置	若手技術者の配置の有無 主任（監理）技術者に40歳未満の者を配置	40歳未満の者の配置あり	1.00	／ 1.00
		上記以外	0.00	
WLB（ワーク・ライフ・バランス）の推進	WLB企業認定等の有無 〔対象制度〕 ①新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業 ②にいがた健康経営推進企業 ③えるぼし認定 ④くるみん認定 ⑤ユースエール認定	いずれか2つ以上の認定等あり	1.00	／ 1.00
		いずれか1つの認定等あり	0.50	
		上記以外	0.00	
ICT活用工事の取組	受注者希望型での発注をする場合におけるICT活用工事の取組申請の有無	「ICT活用施工」を実施する	0.50	／ 0.50
		「ICT建機による施工」又は「簡易型ICT活用工事」を実施する	0.25	
		実施しない	0.00	
ICT活用工事の実績 ※農業土木工事の実績を評価の対象とする	新潟県発注の農業土木工事でのICT活用工事の実績の有無	過去3か年度に完了したICT活用工事の実績あり（新潟県発注工事）	0.50	／ 0.50
		実績なし	0.00	
加算点				／10.00

※ 各評価項目及び評価基準に係る過去の期間の考え方については、別紙を参照のこと。

<付表>

農業土木工事

A 災害時における活動実績等

1. 評価項目及び評価基準の補足及び注意事項

- 1) 「災害時における活動実績等」の活動実績とは、設定する地域(範囲)内で技術資料等の提出期限までに完了した以下のものをいう。(ただし、通常の維持管理の範ちゅうであると認められるものは含まない。)

○緊急性を要し、指示書等で対応した

①農地・農業用施設を対象とした活動

・災害復旧工事の応急工事等(査定等の前に実施しているもの)

・災害応急ポンプの貸出し等

・災害時の点検、パトロール等

・農地・農業用施設の小規模災害復旧等(非国庫補助)において緊急的に指示書で実施した工事

②家畜伝染病まん延防止に係る防疫作業

- 2) 「災害時における活動実績等」の防災協定とは、設定する地域(範囲)内において技術資料提出期限現在有効な協定とする。(1社が単独で締結している防災協定を含む。)
なお、新潟県と締結している防災協定は、県内すべての地域で有効とする。

B 農地・農業用施設等の保全・耕作放棄防止活動実績又は維持管理活動実績

農地・農業用施設の保全・耕作放棄防止活動又は維持管理活動実績	過去3ヶ年度の農地・農業用施設等の保全・耕作放棄防止活動又は維持管理活動実績の有無 (県、市町村、土地改良区、保全活動組織、農家組合等が実施する活動に対する企業としての参加又は協力)	・地域(範囲)内における活動実績あり ・協定に基づいた通年の活動実績あり	2.00	
		その他の地域(県内)における活動実績あり	1.00	
		実績なし	0.00	

(※農地・農業用施設に関係する区域又は施設が対象であり、河川又は道路のみの場合は対象としない。)

1. 評価項目及び評価基準の補足及び注意事項

- 1) 「農地・農業用施設等の保全活動実績」、「耕作放棄防止活動実績」とは、以下のものをいう。

(ただし、社員が個人の資格で参加した活動は含まない。)

○農地・農業用施設等の保全活動、耕作放棄防止活動に機材等を提供したもの

・江ざらい・道普請におけるダンプトラック・バックホウの貸出し等

○農地・農業用施設等の保全活動に技術的支援を行ったもの

・共同作業として行う道・水路の舗装における丁張出し等

・グラントカバープランツの植栽方法の指導等

○農地・農業用施設等の保全活動に企業支援を行ったもの

・企業の地域貢献、企業力向上、人材育成などを目的として参加した棚田みらい応援団や棚田サポーター活動等として参加した企業。農業分野へ企業として参入し保全活動しているもの。

○中山間地域直接支払制度の集落協定への参加

- 2) 「農地・農業用施設の維持管理実績」とは以下のものをいう。

(ただし、災害時における活動の範ちゅうであると認められるものは含まない。)

○単価契約等による日常的な維持管理活動

・用排水路・用排水機場等の修繕(補修)、除草等

○指示書等による緊急的又は単発的な維持管理活動

・用排水路・用排水機場等の修繕(補修)等

・パイプライン等の通水試験等

※「単価契約等による日常的な維持管理活動」とは、取水期間や耕作期間などの一定期間において、維持管理(修繕)契約(単価契約等)を締結し、一定期間を通じた維持管理(修繕)体制が確保され、農業用施設や管理道路のパトロール、除草、浚渫や農業用施設の点検が実施されたと認められるものが評価の対象で、除草、修繕等そのものを目的に発注された除草、浚渫、修繕(補修)委託や工事業務等は評価の対象としない。

※「指示書等による緊急的維持管理活動」とは、当該農業(農林)振興(農村整備、農林水産振興)部、市町村、土地改良区等の指示により緊急的(又は単発的)に対応した当該土地改良施設の維持修繕活動を指しており、指示書又は指示書に基づく契約書が存在するものを評価し、指示書又は指示書に基づく契約書の残存しないものや指示していない自主的な活動は評価対象としない。

(別紙)評価項目及び評価基準に係る過去の期間の考え方

【技術資料提出期限】

令和8年10月13日(火)

評価項目	評価期間	評価対象の期間(年月日)	備考(評価期間の考え方の詳細)
工事成績の平均点(企業)	5 か年	令和3年9月1日(水) ～ 令和8年8月31日(月)	技術資料等の提出期限から1か月遡った日の前月から過去5か年
工事成績の最低点(企業)	3 か月	令和8年6月1日(月) ～ 令和8年8月31日(月)	技術資料等の提出期限から1か月遡った日の前月から過去3か月
災害時における活動実績等 維持管理実績	3 か年度	令和5年4月1日(土) ～ 令和8年10月13日(火)	技術資料等の提出期限の前年度から過去3か年度及び今年度の4月1日から技術資料等提出期限までに完了した実績
実働拠点(過去3年間継続)	3 年間	令和5年10月14日(土) ～ 継続	技術資料等の提出期限から過去3年間継続
実働拠点(過去10年間継続)	10 年間	平成28年10月14日(金) ～ 継続	技術資料等の提出期限から過去10年間継続
実働拠点(過去5か年度の実績)	5 か年	令和3年4月1日(木) ～ 令和8年3月31日(火)	(過去10年間継続した従たる営業所であって、管内等の地域における実績により主たる営業所と同等に取り扱う条件の期間) 技術資料等の提出期限の前年度から過去5か年度
担い手育成・確保(若手,WLB)	－	令和8年10月13日(火)	技術資料等の提出期限日において、40歳未満のもの、対象制度の認定等
ICT活用工事の実績(過去3か年度)	3 か年	令和5年4月1日(土) ～ 令和8年3月31日(火)	技術資料等の提出期限の前年度から過去3か年度に完了した実績
低入札の減点	1 か年	令和7年9月1日(月) ～ 令和8年8月31日(月)	技術資料等の提出期限から1か月遡った日の前月から過去1か年